

障害福祉サービスの利用者負担にかかる決定通知等の

誤送付について（障害福祉課）

保健福祉部障害福祉課において障害福祉サービスの利用者負担にかかる決定通知等を誤送付した事案（以下「本件事案」という。）が発生しましたので、以下のとおり、本件事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

(1) 令和8年7月29日（水曜日）

- ・ 障害福祉課の職員がA氏及びB氏を含む対象者 27 人に障害福祉サービスの利用者負担にかかる決定通知及び受給者証（以下「決定通知等」という。）を送付した。

(2) 同月31日（金曜日）

- ・ A氏から、自身の決定通知等の他にB氏の決定通知等が同封されている旨の連絡を受け、本件事案が発覚した。
- ・ A氏宅を訪問し、B氏の決定通知等を回収するとともに、知り得た個人情報について口外しないよう依頼し、了承を得た。
- ・ B氏宅を訪問し、本件事案について謝罪するとともに、B氏の決定通知等を手渡した。

(3) 令和8年8月7日（金曜日）

- ・ 残る対象者 25 人について、決定通知等の送付に誤りがないことを確認した。

2 漏えいした情報

B氏の氏名、生年月日、住所、障害種別、利用サービス内容及び利用事業所名

3 漏えいの原因

- ・ 送付前に、送付物の内容確認を複数人で行ったが、十分な確認作業ではなかったことに加え、送付数の確認も行っていなかった。

4 再発防止措置

- ・ 複数人による送付物の確認において、確認項目と確認回数を見直し、チェック体制を強化するとともに、確認作業についてマニュアル化し、課内で共有した。
- ・ 送付業務のスケジュールを見直し、作業に余裕を持たせた工程管理を徹底する。